

規制・制度改革に関する分科会  
第 1WG 検討項目に関する意見について

2012年3月19日

分科会委員 大上二三雄

第 1WG にて検討される課題に関し意見が有りますが、生憎、所用と重なり参加が叶いませんので、当方の見解を書面にて提出させていただきます。

1. 航空機製造事業法による規制に関して

航空機等の整備を受託する事業者が、航空法及び航空機製造事業法の両法および両所管官庁（国交省、経産省）の規制を受ける現状は、航空機技術が進歩かつ一般化した現状にそぐわない。航空機製造事業法を改正し、欧米と同様に、航空機整備の規制に関しては航空法に一本化すべきである。

仮に、法改正に時間を要するのであれば、それまでの間における経過措置として、エアラインの自家整備と同様に、エアラインのグループ企業等も当法の適用除外とする事で、当面对応すべきである。

2. 搭載すべき無線設備について

衛星通信が携帯電話等のレベルまで一般化し信頼性も向上した現在、航空機が搭載すべき無線電話として SATCOM（衛星通信）式が認められて然るべきと考える。既に米国では、認められていると聞く。

原点まで立ち返れば、そもそも電波法でこのような用途別の細かい規制を、法律に書き込むべきかどうかという点（むしろ航空法にて規定すべき）に関しても、改めて再考すべきと考える。

3. 無線設備に関する検査等について

23年度に検討・結論を得るべく、現在検討中と思われるが、そもそも近年、無線電子機器の信頼性は自己診断機能等も含め大幅に向上しているのに加え、航空機の修理やオーバーホールの際に、国際標準に基づくチェックが行われているところであり、航空機無線機器に関する定期検査の制度は一刻も早く廃止すべきと考える。

以上